

川崎市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案）

（川崎市教育委員会会議規則の一部改正）

第1条 川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条、第4条、第5条、第8条から第12条までの規定及び第15条から第17条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

（川崎市教育委員会傍聴人規則の一部改正）

第2条 川崎市教育委員会傍聴人規則（平成13年川崎市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定、第6条及び第7条の規定中「委員長」を「教育長」に改める。

（川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

第3条 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。

（川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第4条 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

（川崎市教育委員会公印規則の一部改正）

第5条 川崎市教育委員会公印規則（昭和37年川崎市教育委員会規則第6号

）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会委員長名」を「教育委員会教育長名」に改める。

別表第1中

「

川崎市教育委員会委員長印	3	同	同	同	同
川崎市教育委員会委員長職務代理者印	4	同	同	同	同

」

を

「

削除	3	削除			
削除	4	削除			

」

に改める。

別表第2中、

「	3	「	3
川崎市教育 委員会 委員長印	を	削除	に、
」		」	
「	4	「	4
川崎市教育 委員会委員 長職務代理 者印	を	削除	に改める。
」		」	

（川崎市教育財産管理規則の一部改正）

第6条 川崎市教育財産管理規則（昭和45年川崎市教育委員会規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間においては、この規則による改正後の川崎市教育委員会会議規則、川崎市教育委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の川崎市教育委員会会議規則、川崎市教育委員会傍聴人規則、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び川崎市教育委員会公印規則の規定については、なお効力を有する。

## 参考資料

### 制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第16条</b>の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回招集する。</p> <p>3 臨時会は、<b>教育長</b>が必要があると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 前項の通知を行った場合には、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。</p> <p>(参集の義務)</p> <p>第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、速やかにその旨を<b>教育長</b>に届け出なければならない。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 会期は、その都度<b>教育長</b>が会議に諮り定める。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p>	<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第15条</b>の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回招集する。</p> <p>3 臨時会は、<b>委員長</b>が必要があると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>2 前項の通知を行った場合には、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。</p> <p>(参集の義務)</p> <p>第4条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、速やかにその旨を<b>委員</b>長に届け出なければならない。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 会期は、その都度<b>委員長</b>が会議に諮り定める。</p> <p>(会議の順序)</p> <p>第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 開会  (2) 前回会議録の承認  (3) 報告及び説明  (4) 議事  (5) その他  (6) 閉会  (会議の公開等)</p>	<p>(1) 開会  (2) 前回会議録の承認  (3) 報告及び説明  (4) 議事  (5) その他  (6) 閉会  (会議の公開等)</p>
<p>第7条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件については、これを非公開とすることができる。</p>	<p>第7条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件については、これを非公開とすることができる。</p>
<p>(議題の審議)  第8条 会議に付すべき事件を審議するときは、<b>教育長</b>は、これを宣言しなければならない。</p>	<p>(議題の審議)  第8条 会議に付すべき事件を審議するときは、<b>委員長</b>は、これを宣言しなければならない。</p>
<p>2 <b>教育長</b>が審議上必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。  (関係職員の出席)</p>	<p>2 <b>委員長</b>が審議上必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。  (関係職員の出席)</p>
<p>第9条 <b>教育長</b>が必要があると認めるときは、関係職員を出席させ報告又は説明を求めることができる。  (発言)</p>	<p>第9条 <b>委員長</b>が必要があると認めるときは、関係職員を出席させ報告又は説明を求めることができる。  (発言)</p>
<p>第10条 発言しようとする者は、<b>教育長</b>の許可を受けなければならない。  (採決の時期)</p>	<p>第10条 発言しようとする者は、<b>委員長</b>の許可を受けなければならない。  (採決の時期)</p>
<p>第11条 <b>教育長</b>は、質疑及び討論が終結したと認めるときは、会議に諮って採決を行わなければならない。  (採決の方法)</p>	<p>第11条 <b>委員長</b>は、質疑及び討論が終結したと認めるときは、会議に諮って採決を行わなければならない。  (採決の方法)</p>
<p>第12条 採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、<b>教育長</b>が適宜これを採用する。  2 <b>教育長</b>は、採決の結果を宣言しなければならない。  (傍聴)</p>	<p>第12条 採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、<b>委員長</b>が適宜これを採用する。  2 <b>委員長</b>は、採決の結果を宣言しなければならない。  (傍聴)</p>
<p>第13条 会議は、川崎市教育委員会傍聴人規則（平成13年川崎市教育委員会規則第11号）の定めるところにより傍聴することができる。  (会議録)</p>	<p>第13条 会議は、川崎市教育委員会傍聴人規則（平成13年川崎市教育委員会規則第11号）の定めるところにより傍聴することができる。  (会議録)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席委員の氏名</p> <p>(3) 議事日程</p> <p>(4) 報告事項の要旨</p> <p>(5) 議案に関する議事及び議決の要旨</p> <p>(6) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p> <p>(署名)</p>	<p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席及び欠席委員の氏名</p> <p>(3) 議事日程</p> <p>(4) 報告事項の要旨</p> <p>(5) 議案に関する議事及び議決の要旨</p> <p>(6) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p> <p>(署名)</p>
<p>第15条 会議録には、<b>教育長</b>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p> <p>(請願又は陳情)</p>	<p>第15条 会議録には、<b>委員長</b>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p> <p>(請願又は陳情)</p>
<p>第16条 委員会に請願又は陳情（以下「請願等」という。）しようとする者は、その趣旨並びに請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により請願書等を受理したときは、<b>教育長</b>はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。</p> <p>3 本条第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員会が許可したときは、<b>教育長</b>が定めた時間内において、請願等に関して陳述することができる。</p> <p>(その他)</p>	<p>第16条 委員会に請願又は陳情（以下「請願等」という。）しようとする者は、その趣旨並びに請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により請願書等を受理したときは、<b>委員長</b>はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。</p> <p>3 本条第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員会が許可したときは、<b>委員長</b>が定めた時間内において、請願等に関して陳述することができる。</p> <p>(その他)</p>
<p>第17条 この規則に定めるもののほか、委員会の会議について必要な事項は、<b>教育長</b>が会議に諮って定める。</p>	<p>第17条 この規則に定めるもののほか、委員会の会議について必要な事項は、<b>委員長</b>が会議に諮って定める。</p>

川崎市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会傍聴人規則 平成13年12月28日教委規則第11号</p>	<p>○川崎市教育委員会傍聴人規則 平成13年12月28日教委規則第11号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）第13条の規定に基づき、川崎市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）第13条の規定に基づき、川崎市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(傍聴の手続)</p>	<p>(傍聴の手続)</p>
<p>第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。</p>	<p>第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。</p>
<p>2 傍聴人の定員は、会議の都度、<b>教育長</b>が定める。</p>	<p>2 傍聴人の定員は、会議の都度、<b>委員長</b>が定める。</p>
<p>3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、<b>教育長</b>が必要と認めるときは、抽選により決定することができる。</p>	<p>3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、<b>委員長</b>が必要と認めるときは、抽選により決定することができる。</p>
<p>4 前各号の規定にかかわらず、報道機関に所属するものであって<b>教育長</b>が認める者は、会議を傍聴することができる。</p>	<p>4 前各号の規定にかかわらず、報道機関に所属するものであって<b>委員長</b>が認める者は、会議を傍聴することができる。</p>
<p>(入場の禁止)</p>	<p>(入場の禁止)</p>
<p>第3条 次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。</p>	<p>第3条 次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。</p>
<p>(1) 危険物を持っている者</p>	<p>(1) 危険物を持っている者</p>
<p>(2) 酒気を帯びている者</p>	<p>(2) 酒気を帯びている者</p>
<p>(3) 前各号に定めるもののほか、<b>教育長</b>が傍聴を不相当と認める者 (写真撮影等の制限)</p>	<p>(3) 前各号に定めるもののほか、<b>委員長</b>が傍聴を不相当と認める者 (写真撮影等の制限)</p>
<p>第4条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、<b>教育長</b>が認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>第4条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、<b>委員長</b>が認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>(傍聴人の遵守事項)</p>	<p>(傍聴人の遵守事項)</p>
<p>第5条 傍聴席における傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p>	<p>第5条 傍聴席における傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</p> <p>(2) 会議場においてみだりに発言しないこと。</p> <p>(3) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>(5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 <b>教育長</b>は、傍聴人が前2条の規定に違反した場合は、これを制止し、傍聴人がその命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。</p> <p>2 <b>教育長</b>は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させるものとする。</p> <p>3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は<b>教育長</b>が定める。</p>	<p>(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</p> <p>(2) 会議場においてみだりに発言しないこと。</p> <p>(3) みだりに席を離れないこと。</p> <p>(4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>(5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 <b>委員長</b>は、傍聴人が前2条の規定に違反した場合は、これを制止し、傍聴人がその命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。</p> <p>2 <b>委員長</b>は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させるものとする。</p> <p>3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は<b>委員長</b>が定める。</p>

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p>	<p>○川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和41年6月28日教委規則第12号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この規則は、教育行政の能率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第25条第1項</b>の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務等について定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、教育行政の能率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第26条第1項</b>の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務等について定めることを目的とする。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p>	<p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p>
<p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。 (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。 (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。 (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。 (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。 (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。 (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。 (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。</p>	<p>(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。 (2) 教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。 (3) 教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。 (4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。 (5) 研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。 (6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (7) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。 (8) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。 (9) 重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。</p> <p>(11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(12) 訴訟、不服申立てその他の争訟に関すること。</p> <p>(13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。</p> <p>(14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。</p> <p>(15) 教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。</p> <p>(17) 重要な表彰に関すること。</p> <p>(18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。</p> <p>(19) 公文書の開示請求等に関すること。</p>	<p>(10) 重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。</p> <p>(11) 重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(12) 訴訟、不服申立てその他の争訟に関すること。</p> <p>(13) 通学区域の設定又は変更を行うこと。</p> <p>(14) 義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。</p> <p>(15) 教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(16) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。</p> <p>(17) 重要な表彰に関すること。</p> <p>(18) 請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。</p> <p>(19) 公文書の開示請求等に関すること。</p>
<p><u>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</u></p> <p>(第3条以下 略)</p>	<p>(第3条以下 略)</p>

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第17条第2項</b>の規定に基づき川崎市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(第2条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第18条第2項</b>の規定に基づき川崎市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(第2条以下 略)</p>

川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会公印規則 昭和37年7月24日教委規則第6号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公印 教育委員会名、教育委員会<b>教育長</b>名その他の職名若しくは補職名又は委員会の所管する学校その他の教育機関名で発する公文書に用いる印章をいう。</p> <p>(2) 所管課 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第2条に規定する室及び課、川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）第3条に規定する教育機関、川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10号）第2条に規定する室及びセンター並びに川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）第2条に規定する市立学校をいう。</p> <p>(3) 所管課長 所管課の長その他教育長が指定する者をいう。 (公印の名称等)</p> <p>第3条 公印の名称、書体、寸法、用途及び保管者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(第4条～附則 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会公印規則 昭和37年7月24日教委規則第6号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公印 教育委員会名、教育委員会<b>委員長</b>名その他の職名若しくは補職名又は委員会の所管する学校その他の教育機関名で発する公文書に用いる印章をいう。</p> <p>(2) 所管課 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第2条に規定する室及び課、川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）第3条に規定する教育機関、川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10号）第2条に規定する室及びセンター並びに川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）第2条に規定する市立学校をいう。</p> <p>(3) 所管課長 所管課の長その他教育長が指定する者をいう。 (公印の名称等)</p> <p>第3条 公印の名称、書体、寸法、用途及び保管者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(第4条～附則 略)</p>

改正後						改正前					
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)					
公印の名称	ひな型 番号	書体	寸法ミ リメー トル	用途	保管者	公印の名称	ひな型 番号	書体	寸法ミ リメー トル	用途	保管者
川崎市教育委員会印	1	てん書	方37	ほう賞、 表彰及び 辞令用	庶務課長	川崎市教育委員会印	1	てん書	方37	ほう賞、 表彰及び 辞令用	庶務課長
	2	同	方21	一般公文 書用			2	同	方21	一般公文 書用	
<u>削除</u>	3	<u>削除</u>				<u>川崎市教育委員会委 員長印</u>	3	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>削除</u>	4	<u>削除</u>				<u>川崎市教育委員会委 員長職務代理者印</u>	4	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
(中略)						(中略)					
別表第2 (第3条関係)						別表第2 (第3条関係)					
1 川 崎 市 教 育 委 員 会 印		2 川 崎 市 教 育 委 員 会 印		3 <u>削除</u>		1 川 崎 市 教 育 委 員 会 印		2 川 崎 市 教 育 委 員 会 印		3 川 崎 市 教 育 委 員 会 委 員 長 印	
4 <u>削除</u>		5 川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印		6 川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 印		4 川 崎 市 教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 印		5 川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印		6 川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 印	

川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育財産管理規則 昭和45年4月4日教委規則第9号</p> <p>(目次 略)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第21条第2号</b>の規定に基づく教育財産の管理等については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(第2条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育財産管理規則 昭和45年4月4日教委規則第9号</p> <p>(目次 略)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第23条第2号</b>の規定に基づく教育財産の管理等については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(第2条以下 略)</p>